

内閣参事官の公募について

平成 28 年 5 月 13 日
内閣官房内閣総務官室

各府省の高い能力と意欲を持った職員を出身府省の壁を越え適材適所での登用を図るため、霞が関全体での公募により、内閣官房の重要政策課題を担当する内閣参事官への登用を行うものとする。

1. 公募するポスト

内閣参事官（課長級）1名
・内閣官房健康・医療戦略室参事官

2. 応募資格・任期

応募資格：各府省の職員（室長級・課長補佐級も応募可。職種・年齢不問）
任期：原則2年間（任期終了後は出身府省に復帰）

3. 公募手続

応募者は、各府省の人事担当課を経由して応募するものとし、内閣官房において、書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定。

4. スケジュール

公募開始：5月13日（金）
応募締切：6月3日（金）

※公募ポストの業務内容等は別紙のとおり。

【本件問合せ先】
内閣官房内閣総務官室
川本、鎌田
TEL. 03-3581-4617

内閣参事官の公募について

趣旨

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官ポストについて、オール霞が関での公募を実施

公募ポスト

内閣参事官(課長級)1名
内閣官房健康・医療戦略室参事官

応募資格・任期

応募資格：各府省の職員(室長級・課長補佐級も応募可。職種・年齢不問)
任期：原則2年(任期終了後は出身府省に復帰)

選考手続

内閣官房において書類選考、面接等を実施の上、候補者を決定

スケジュール

公募開始：5月13日(金) 応募締切：6月3日(金)

内閣参事官の公募について

平成28年5月13日
内閣官房内閣総務官室

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を超え、適材適所での登用を図るため、内閣官房の参事官ポストについて、オール霞が関での公募による登用を行うものとする。

1 公募する職員

内閣参事官（課長級） 1名

（内閣官房健康・医療戦略室参事官）

2 職務内容

別紙のとおり

3 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4 応募資格

各府省の職員

- ・ 課長級職員に加え、室長級、課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・ 職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、6月3日（金）までに内閣総務官室あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

担当：内閣官房内閣総務官室 川本、鎌田 03-3581-4617

【別紙】

公募する内閣参事官（内閣官房健康・医療戦略室参事官）の職務内容

医療・健康分野の各種データを活用し、医薬品等の研究開発や最適な治療方法の研究、新たな健康サービスの創出等を推進するため、これらのデータを安全かつ円滑に収集・管理し、利活用につなげる機関の設置等、次世代の医療ICT基盤を構築していくことが求められている。

このため、以下の業務に取り組む。

1 制度整備に向けた企画・立案

- ・健康・医療戦略推進本部の下に設けられた「次世代医療ICT基盤協議会」等における議論を踏まえながら、個人情報保護法等、現行の法制度との関係や、安全管理等、医療情報の特性を踏まえた取扱い等を考慮しつつ、医療・健康分野の各種データを円滑に収集・管理する機関の設置を中心とした制度整備に向けた企画・立案を行う。

2 制度整備に向けた関係行政機関等との調整

- ・制度の整備に向けては、個人情報の保護、医療分野の研究開発、医療・健康分野の行政、健康サービス産業の育成、情報通信技術の利活用、情報セキュリティ対策等の面で、複数の関係府省との調整が必要となる。さらに、医療機関、大学等の研究機関、地方自治体、製薬企業等の民間企業にも関わるものであるとともに、患者も含めた関係者の納得を得られるものとなることが重要であり、医療関係者をはじめ関係者との調整にも取り組む必要がある。

3 制度の整備・施行

- ・制度の整備に向け、必要な法制上の措置を講ずるとともに、医療等分野のIDの導入等も踏まえ、関係行政機関とも連携しながら、制度の施行に向け取り組む。

（求められる能力）

- ・企画・立案能力
- ・総合調整能力
- ・未来志向で柔軟な発想